

以下、個人情報の保護に関する法律は「個情法」、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は「行個法」と略す。

## 1. 個人情報の定義の明確化

### ① 個情法及び行個法の改正内容

個人情報の定義として、以下の情報（個人識別符号）が対象となることを明確化

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・対象者毎に異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

〈政令・規則で個人識別符号と規定されたもの〉

- ・DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されたもの
- ・旅券番号、基礎年金番号、運転免許証番号、住民票コード、個人番号、各種保険証の被保険者番号等

### ② 現行条例の規定（第2条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### ③ 条例の改正方針

法の改正内容を踏まえ、個人情報の定義を明確化するため、個人識別符号を含めた規定に改正する。

## 2. 要配慮個人情報の規定の新設

### ① 個情法及び行個法の改正内容

次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、その他の個人情報と異なる取扱いを規定

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科前歴、犯罪被害情報、その他政令で定めるもの

〈政令で規定されたもの〉

- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む。）
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

個情法では、要配慮個人情報の取得については、原則本人同意を義務化

行個法では、要配慮個人情報に含まれる旨個人情報ファイル簿に記載

### ② 現行条例の規定（第7条第4項）

実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めのあるとき
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき
- (3) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるとき

### ③ 条例の改正方針

要配慮個人情報 1 1 項目（法律 6 + 政令 5）を全て収集制限情報とする。

### 3. 非識別加工情報の規定の新設と目的規定の変更

#### ①行個法の改正内容

非識別加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進。これに伴い、目的規定に新たな産業の創出等個人情報の有用性への配慮が追加規定された。

#### ②条例の改正方針

次期条例改正には含めない。国等の実施状況を注視した上で、今後、仕組整備の要否等を判断する。

### 4. 小規模取扱事業者への対応

#### ①個情法の改正内容

- ・ 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- ・ 個情法改正法の附則において、個人情報保護委員会は「事業者が講ずべき措置に関する指針（ガイドライン）」の策定に当たり、小規模事業者に配慮する旨規定された。

#### ②現行条例の規定（第4章）

##### 第41条（指針の作成等）

知事は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審査会の意見を聴いた上で事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

2 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この章において同じ。）は、事業者の個人情報の保護について普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

##### 第42条（説明又は資料の提出の要求）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

##### 第43条（是正勧告）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

##### 第44条（公表）

実施機関は、事業者が、第42条の説明若しくは資料の提出を正当な理由なしに拒否し、又は前条の是正勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

##### 第45条（苦情相談の処理）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### ③条例の改正方針

第41条第1項 削除（個情法第7条（政府策定の基本方針）が適用）

第41条第2項 維持（個情法第12条に地方公共団体の「区域内への事業者等への支援」が規定）

第42条

第43条

第44条

第45条

削除（主務大臣権限が個人情報保護委員会権限に一本化）

維持（個情法第13条に地方公共団体の「苦情処理」が規定）

改正後	改正前	備考
<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、<u>図画、写真、スライドフィルム</u>（これらを撮影したマイク、<u>ロフィルムを含む。以下同じ。</u>）若しくは電磁的記録（電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号</u>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>を</u>（<u>第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。</u>）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>ロ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）で定め</p>	<p>第一条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</p>	<p>個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、個人情報の定義を明確化するもの</p> <p>関係法律の改正に伴い、要配慮個人情報の規定を新設するもの</p>

る記述等が含まれる個人情報という。

三・四 略

五| 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム並びに電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

六・七 略

第三条から第五条 略

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第六条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

一から五 略

五の二 記録項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨  
六から十一 略  
2から4 略

第六条の二 略

（収集の制限）

第七条 略

二・三 略

四| 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

五・六 略

第三条から第五条 略

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第六条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を検索し得る状態で個人情報記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

一から五 略

六から十一 略  
2から4 略

第六条の二 略

（収集の制限）

第七条 略

既出のため削除

個人情報の定義の明確化によるもの

要配慮個人情報の規定  
新設及び収集制限規定との調整によるもの

2、3 略

4 実施機関は、要配慮個人情報<sup>2</sup>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一から三 略

第七条の二から第十七条 略

(個人情報の開示義務)

第十八条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 略

二 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イからハ 略

三から七 略

第十九条から第四十条 略

2、3 略

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報<sup>2</sup>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一から三 略

第七条の二から第十七条 略

(個人情報の開示義務)

第十八条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 略

二 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イからハ 略

三から七 略

第十九条から第四十条 略

収集を制限する個人情報<sup>2</sup>を要配慮個人情報とするもの

個人情報の定義の明確化によるもの

(指導助言)

第四十一条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この章において同じ。）は、事業者の個人情報の保護について普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

(削除)

第四十二条から第四十四条まで 削除

(削除)

(削除)

(指針の作成等)

第四十一条 知事は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審査会の意見を聴いた上で事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

2) 略

(説明又は資料の提出の要求)

第四十二条 実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正勧告)

第四十三条 実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(公表)

第四十四条 実施機関は、事業者が、第四十二条の説明若しくは資料の提出を正当な理由なしに拒否し、又は前条の是正勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

個人情報保護法が適用されるため第一項を削除し、第二項を繰り上げるもの

個人情報保護法が適用されるため削除するもの

同右

同右

個人情報・行個法改正に伴う個人情報保護条例改正のスケジュール (案)

平成29年8月現在

【経過措置あり：公布後に登録簿見直し等の対応を開始，3ヶ月の経過措置を設ける】

年月	内容	個人情報保護審査会	対実施機関
平成29年8月			要配慮個人情報取扱いの再確認
平成29年9月	個人情報保護条例改正案について審査会へ報告	審査会報告	
平成29年10月			10月上旬 実施機関向け説明会 (今後の作業について) 10月下旬 事務概要書の提出
平成29年11月	条例改正議案上程	審査会報告 (実施機関が取り扱う事務概要)	
平成29年12月	議会可決、告示、実施機関へ通知 規則改正、解釈・運用基準、要綱等を実施機関へ通知 改正条例・規則等施行	(審査会に意見聴取 : 収集制限の例外) ①	
平成30年1月～ 平成30年3月		(審査会に意見聴取 : 収集制限の例外) ②～④	改正条例施行に向けた作業依頼 ・登録簿見直し (・収集制限の例外)
平成30年4月	改正条例・規則等施行 (経過措置分)		

## 要配慮個人情報収集状況 収集状況概要

	部局名	対象事務数	要配慮個人情報収集事務数 ①	要配慮個人情報収集事務のうち「法令の定めとして収集するもの」②	要配慮個人情報収集事務のうち「公共安全と秩序維持を目的として収集するもの」③	今後対応が必要な対象事務数 ①－ (②+③)
1	総務部	121	10	5	0	5
2	震災復興・企画部	28	2	2	0	0
3	環境生活部	142	21	9	0	12
4	保健福祉部	306	161	119	0	42
5	経済商工観光部	96	19	4	0	15
6	農林水産部	174	5	2	0	3
7	土木部	133	9	6	0	3
8	出納局	6	0	0	0	0
9	公営企業管理者	3	0	0	0	0
10	教育委員会	111	37	10	0	27
11	選挙管理委員会	8	2	1	0	1
12	監査委員	6	0	0	0	0
13	人事委員会	9	5	0	0	5
14	労働委員会	0	0	0	0	0
15	収用委員会	3	0	0	0	0
16	海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会	5	0	0	0	0
17	宮城大学	21	9	2	0	7
18	県立こども病院	11	7	7	0	0
19	県立病院機構	19	12	12	0	0
20	県警	170	117	90	1	26
	計(※)	1,372	416	269	1	146

※計は、取扱登録簿にない事務を含む件数